

八尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第10条 略 (職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>第12条～第23条 略</p>	<p>第1条～第10条 略 (職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの<u>(職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に研修を修了することを予定している者を含む。)</u>でなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>第12条～第23条 略</p>